

～ 家族信託ってご存じですか？ ～

家族信託は財産管理方法の一つで、あらかじめ不動産や金銭などの財産を信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる方法です。

< 「終活」 対策に有効な方法です >

家族信託とは、**家族による財産管理**の一つの手法です。

所有権を「**財産権**（財産から利益を受ける権利）」と「**財産を管理運用処分できる権利**」とに分けて、**後者だけを子どもに渡すことができる契約**です。

これにより、所有者である**親が認知症**になってしまったり、**介護**が必要になってしまい、**自分で財産を管理できなくなってしまう**としても、**子どもが親のために信託された財産の管理、運用、処分をすることができる**ようになります。

家族信託の基本的な登場人物は、「**委託者**」「**受託者**」「**受益者**」の3者です。

「**委託者**」⇒ **財産のももとの所有者で、財産を信託する人**

「**受託者**」⇒ **財産の管理運用処分を任される人**

「**受益者**」⇒ **財産権を持ち、財産から利益を受ける人**

委託者が財産の管理を受託者に任せてその財産を受託者が管理し、その財産から発生した利益を受益者が得る仕組みになっています。

家族信託では**親のために子が財産を管理し、利益は所有者である親が得る**など、委託者と受益者が同じ人になることがほとんどといわれています。

わかりやすいように、図にすると以下の通りです。

図解！ 家族信託の基本的な仕組み

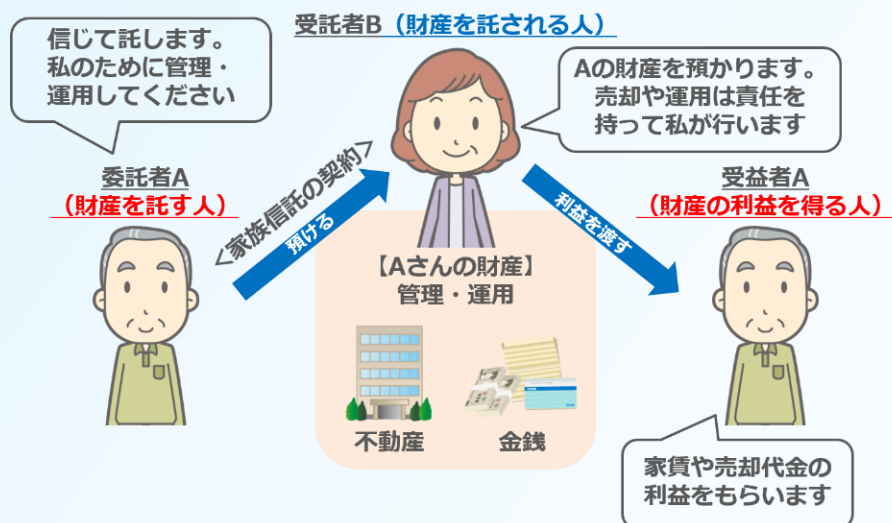
家族信託とは？

信託で登場する人

委託者
最初に財産について信託する人

受託者
信託財産の「名義」を受け持つ人で、信託財産の管理・運用・処分などの仕事をします。

受益者
信託財産の「財産権」を持つ人



<家族信託が注目される背景>

これは「**高齢化と認知症の問題**」といえます。

厚生労働省の“介護保険事業状況報告”によると、**要介護認定者数**は、65歳から74歳で全体の1割強ですが、**75歳以上になると9割弱と急増**しています。年齢が上がるにつれて認知症になる確率も急激に上昇します。

認知症が悪化すると、銀行の口座などは凍結されてしまい、**子どもでも親のお金を下ろせなくなります**。

そうすると、親の介護に手をあげた子どもが金銭的な負担も強いられることにつながり兼ねないため、この方法が注目され始めています。

◎どんなときに使えるか◎

一番のメリットは、**祖父母や両親が認知症になった時に**、子どもが金銭を使えたり不動産を処分したりすることができる点にあります。

また、親が**収益不動産を持っている場合**も有効です。子どもに収益不動産を託すことによって、高齢の親が**認知症になっても事業を中断することなく続けていくことができます**。

親としても、面倒な不動産管理は子どもに任せることができ、収益は自分が受け取ることができるので、**認知症でなくとも隠居方法の1つ**として使えます。

ただし、家族信託は万能ではありません。例えば“**身上監護権**”はありませんので**認知症になった親が施設に入居する場合は**、受託者である子どもが親の**代理人として入居契約をすることができません**。

家族信託はあくまでも、**財産管理のための制度**で、入居した施設のお金を信託された財産の中から支払うことはできますが、親の代理人として入居契約をする権限はなく、その場合は**任意後見制度**を使うこととなります。

**家族信託の
メリット**

重要

- ◎ 認知症になっても銀行口座や資産は凍結されない。
- ◎ 認知症になった親の代わりに資産を管理・運用・売却処分などができる。
- ◎ 成年後見に比べると費用が安く、財産管理人も自由に選べる。

**家族信託の
デメリット**

大きなデメリットはないが、以下のような注意点がある。

- 子から親へ家族信託の同意を取りにくい場合がある。
- 財産管理を引き受けてくれる家族(子ども等)がいないとできない。
- 兄妹間で不公平が生まれることがあり、事前に話し合いが必要。

**信託のご相談
気軽にお声がけください!**

確実にやってくる「その時」
その対策をお考えください

<https://maruhiro2103.co.jp>

私たちは、土地や建物の仲介のみではなく、
声かけ頂ければ、何でもお役に立ちます!

～土地・建物のよろず屋～

 **マルヒロ不動産(株)**

名古屋市中村区横前町109番地

TEL: 052-413-4628

